

丸山団地自治会 会員各位

道路でのボール遊びについて

日頃より自治会活動にご協力頂き誠に有難う御座います。

丸山団地内の道路でボール遊びをされているお子様がいますと、匿名で自治会宛に投書がありました。

すでに植栽に被害が出ているケースもあるとのことで、別紙の防止の為のポスターを掲示する予定です。

ポスターにも記載があります通り、道路でのボール遊びは、交通の妨げ、近隣家屋等への被害、音による近所迷惑につながる恐れなどがございます。

また、交通事故を誘発するため、お子様にとっても大変危険です。

各家庭の皆様におかれましては、あらためてお子様のボール遊びについて、ご注意いただけますと幸いです。

ご不明な点やお困りごとなどございましたら、自治会役員までご連絡ください。

令和5年度 丸山団地自治会長
八木康夫

道路でのボール遊びは

危険がいっぱい！



1. 交通の妨げになっていませんか？

- 道路は遊び場ではありません

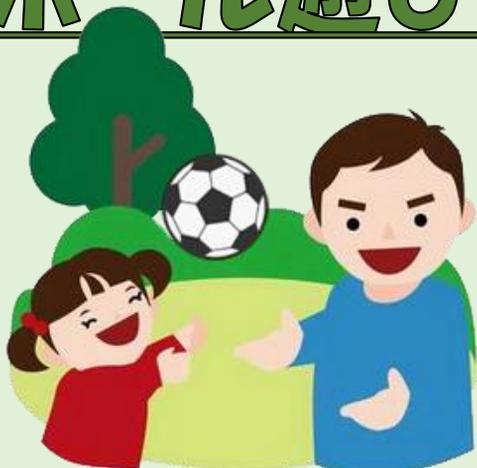
2. 近所の庭木を傷つけていませんか？

- 「器物損壊罪」に問われることがあります

3. ボールの音で近所迷惑をかけていませんか？

- 「迷惑防止条例違反」に問われることがあります

ボール遊びは公園でしましょう



団地内ボール利用可は
「スポーツ広場」のみ